平成２９年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書【回答】

佐賀市

本市の主要産業のひとつである農業は、米や野菜などの食料を生産する国の根幹をなす産業であり、その農業の基盤である農地は、食料を供給するだけでなく、国土の保全、自然災害の防止、良好な環境の維持など、様々な機能を有しています。

しかしながら、農業・農村を取り巻く環境は、近年、農産物価格の低迷や農業資材の高騰、農業従事者の高齢化や担い手不足、また、これらに起因する耕作放棄地の拡大、有害鳥獣被害による営農意欲の減退など、依然として厳しい状況にあります。

このような中、農業委員会は許認可業務だけではなく、「担い手への農地の集積」、「耕作放棄地の発生防止・解消」及び「新規参入の促進」を柱とした「農地等の利用の最適化の推進」を重要な業務と位置づけ、そのために必要な施策について、関係行政機関への具体的な意見の提出が義務付けられました。

加えて、本委員会としては、「平坦地域における土地利用型農業」や「中山間地域から平坦地域における多様な農産物の生産」など、佐賀市農業の特色を活かした農業施策を講じることも大切であると考えます。

このため、今回の意見書は、「農地等の利用の最適化の推進に関する意見」と「佐賀市農業振興等に関する意見」で構成しています。

つきましては、農業委員会等に関する法律第３８条第１項の規定に基づき、下記５項目に関する意見を提出しますので、佐賀市におかれまし

ては、農業・農村が抱える課題解決に向けて、今後の施策等に反映していただくよう要望します。

記

１　農業振興策について

２　担い手の育成・確保について

３　農業振興地域について

４　中山間地域対策について

５　農業生産基盤の整備・保全について

１　農業振興策について

近年、農産物の価格低迷や農業資材及び農薬・肥料等の高騰により、農業経営は厳しい状況にある。このため、農業の経営規模を拡大しても所得向上に繋がるとは限らず、加えて、米政策の見直しにより、平成３０年産以降、国による水稲生産数量目標及び米の直接支払交付金制度が廃止されるなど、農業者の営農意欲の低下の一因となっている。

今後も、農業者が安心して農業経営を行えるように、農業資材及び農薬・肥料等への助成拡大に加え、米の直接支払交付金制度に代わる農業所得の安定・向上に繋がるような施策の推進をお願いしたい。

併せて、農業経営の安定のためには、有害鳥獣等の被害防止策も必要である。山間部ではイノシシに加えアナグマやカラス、平野部でもカモやカラス、ジャンボタニシなどによる農業被害があり、農作物の収量に大きく影響する上、耕作放棄地の発生にも繋がっている。多様化する有害鳥獣等の被害に対応するために、駆除期間の延長や捕獲者の育成・確保など、状況に応じた被害防止策の実施に加え、捕獲した有害鳥獣を有効活用できるような販路の確保や処理加工施設の整備等を検討していただきたい。

また、耕作放棄地の発生防止策として、現在、農業委員会では、農地の権利取得の際の下限面積要件である５０アールを、中山間地域においては３０アールまで引き下げている。加えて、「佐賀市空き家バンク要綱」に規定された空き家に付随する農地については、下限面積を１㎡まで緩和することにより、耕作放棄地発生防止等に努めている。

しかしながら、佐賀市空き家バンク制度は、現在、北部山間地域のみの適用となっており、今後の佐賀市全域における耕作放棄地発生防止・解消のためにも、北部山間地域に限らず、対象地域の拡大を検討していただきたい。

１　農業振興策について・・・【回答】

（農業資材及び農薬・肥料等への助成）

〇農業資材及び農薬・肥料への助成については、これまで国の補助事業である「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業」や「大豆・麦等生産体制緊急整備事業」等を活用して支援を行っておりますが、今後も国の動向を注視し、新たな制度について農業者への周知を図って行きたいと考えております。

（所得安定・向上の施策推進）

〇主食用米が平成 30 年産から地域主体の受給調整に転換する中、国は水田転作への支援措置である産地交付金を平成 30 年産から見直し、転作が拡大した都道府県に対して、その面積に応じて助成を行うことや、輸出をはじめ国内外での新たな市場開拓に対しても産地交付金で後押しすることを検討しています。

〇このような国の制度見直しに合わせて、本市においては、全国でも有数の産地として高品質かつ安定供給を図ることのできる大豆の振興や飼料用米等の作付拡大、実需者が求める園芸作物への切り替え・作付面積の拡大についても、産地交付金を活用し支援を行いながら、農業者の所得の安定・向上に繋げていきます。

（有害鳥獣等の被害防止策）

〇捕獲活動には、多くの駆除者に従事していただいておりますが、高齢化が進み、駆除者の負担感は増加しつつあります。猟友会会員の減少及び高齢化に伴い、従事者を確保していくことが重要となるため、駆除者の育成・確保のあり方について現在検討を進めております。また、イノシシ駆除については、昨年度からＩＣＴを使った監視カメラを試験導入し、負担軽減策を実証しているところです。

〇捕獲期間については、農作物被害が発生する時期に集中的な捕獲を行うことで、生息管理や自然環境との調和を図っており、当面は現行の期間を維持していきたいと考えています。

〇また、捕獲した有害鳥獣の有効活用策として、一部でジビエのブームも見られますが、依然として処理後の出口（販路）が課題です。大きな販路を確保することがなかなか難しい状況にありますが、民間で施設を整備される際には、国等の補助を活用しながら、必要な支援に努めていきます。

（空き家バンク制度の対象地域の拡大）

〇市では、昨年度から空家の専門部署を設置し、近隣の生活環境に影響を及ぼすような危険な空家の解消と、使える空家の利活用の促進といった大きく２つの目的をもって空家対策に取り組んでいます。

〇佐賀市全域を対象とした空き家バンク制度は、空家の利活用の促進となるだけでなく、耕作放棄地発生防止・解消にも効果があると考えられることから、佐賀市空家等対策協議会で協議し、実施について検討しております。

２　担い手の育成・確保について

農業従事者の減少や高齢化に伴い、地域の担い手不足は年々深刻化している。特に、高齢者が中心となって支えている地域では、意欲があっても体力等の問題で生産力が低下している状況である。

現在、佐賀市では、新規就農者に対する様々な支援が行われているが、次世代を担う経営感覚に優れた若い担い手を育成するために、若手農業者が将来の農業に夢を持てるような、農業所得の向上に繋がる施策を展開していただきたい。

また、地域農業の受け皿となる集落営農組織の法人化については、佐賀市でも、法人設立に向けた情報提供や支援が行われているが、法人設立後も安定した経営が維持できるように、関係機関と連携しながら、集落営農法人に対し、より具体的な運営方法等についても、引き続き指導していただきたい。

２　担い手の育成・確保について・・・【回答】

（担い手の育成・確保）

〇担い手の育成・確保については、「佐賀市担い手育成総合支援協議会」で、これからの地域農業を担う若い農業者を育成するため、視察研修費や大型特殊免許取得費用等への支援のほか、大豆不耕起播種機など新たな技術機械の導入経費に対する支援を行っています。

〇また、農業経営力および農業所得の向上を養成していくために、新規就農経営力向上養成研修、６次産業ビジネス塾、ＩＣＴ農業研修会やＧＡＰ研修会などを開催しており、今後も積極的に取り組んでいきます。

〇さらには、新規就農者の確保と定住を促す「佐賀市トレーニングファーム事業」に地元農家、ＪＡ、県と連携して取り組んでおり、担い手となる新規就農者の確保・育成を図っていきます。

（集落営農組織の法人化）

〇法人化に取り組む集落営農組織には、法人設立に向けた研修会等に対する支援や県やＪＡなどの関係機関とともに法人化に向けた相談対応を行うなど、法人化への取り組みを推進しています。

〇また、法人化した組織に対しても、法人化に係る初期費用（定款作成、登記等）の支援など経営的に不安定な法人設立初期段階での経費支援

に取り組んでいます。

〇さらには、農業法人組織間のネットワークを図るために市内１７法人で組織されている「佐賀市農業法人連絡協議会」が実施する研修等に対する支援を行うほか、法人化に向けた相談や指導を行うＪＡの「集落営農組織支援センター」との連携など積極的に取り組んでいきます。

３　農業振興地域について

農業振興地域整備計画の見直しについては、平成２９年度から平成３０年度にかけて行われているところであるが、現状では、農振農用地に設定されている農地の中には、狭小農地や住宅に隣接している農地が存在している。それらの農地については、大型機械の利用が困難であり、効率的な農業経営ができないため、耕作放棄地の発生に繋がっていると思われる。

ついては、こうした現状を把握していただき、耕作が不便な住宅隣接農地等については、農振農用地からの除外を検討していただきたい。

併せて、農業振興地域整備計画の見直しに関する基本的な方針及び進捗状況については、地権者等へ情報提供していただき、その具体的な見直しに当たっては農業委員の意見等を踏まえながら、検討していただきたい。

３　農業振興地域について・・・【回答】

（農業振興地域整備計画の見直しに関する基本的な方針）

〇農振農用地は、将来にわたって確保すべき優良な農地であり、農地法に基づく本市の農用地区域内の農地面積（平成 37 年度目標面積 10,852ha）を確保するよう配慮するとともに、「10ha 以上の集団的農地」、「土地改良事業等の対象地」といった基準に沿って精査を行い、計画を決定していきます。

（狭小農地等の除外）

〇農振農用地は、将来にわたって確保すべき優良な農地であり、営農に適した集団的なものであることが前提となってきます。つきましては、狭小な農地など、優良農地に適さないものについては、除外する方向で調整を図ってまいります。

（農業委員の意見等の反映）

〇農業振興地域整備計画の見直しに当たっては、地域農業の実情に精通された農業委員の皆様の意見を出来るだけ反映させていくとともに、その変更（編入・除外）に当たっては、地権者に十分な情報提供を行い、同意を得ていきたいと考えています。

４　中山間地域対策について

中山間地域は傾斜地にある農地が多く、ひとつの圃場の耕地面積が狭小であるため、効率的な作業が困難であり、平坦地に比べ生産性が低くなっている。このため、労力の割には農業所得向上には繋がらず、加えて、担い手も高齢化しているため、中山間地域の農業に対して、将来の展望が見えにくい状況にある。現状のままでは、耕作放棄地は拡大し、中山間地域農業が持つ、自然災害の防止や水源の涵養などの多面的機能の役割を果たせなくなる恐れがある。一旦、耕作放棄地となった農地は、有害鳥獣の住処となり、近隣の耕作農地にも被害が及ぶため、早急な対策が必要である。

また、中山間地域においては圃場整備等の基盤整備が未実施の地区が多いため、作業効率を上げ、かつ、経営品目を拡大できるように、農業生産基盤整備の検討を、早急に、国・県に対して要望していただくようお願いしたい。

加えて、中山間地域で安心して農業経営が継続できるように、中山間地域等直接支払制度の更なる充実と、中山間地域をはじめ市内全域の若い担い手の育成・確保のために、農業所得の補償制度などの有効な施策を講じていただきたい。

４　中山間地域対策について・・・【回答】

（中山間地域の基盤整備）

〇中山間地域の基盤整備事業としては、中山間地総合整備事業等の補助事業がありますが、いろいろな要件があります。また、地元がどのような農業を考えられているかにより整備内容も変わってきます。

〇よって、中山間地域の整備については、具体的な場所や面積などをご相談いただきながら、地元に一番有効な事業を一緒に考えていきたいと思います。

（若い担い手の農業所得補償）

〇若い担い手の育成・確保策のひとつとして、一定の要件を満たす者に対して、農業次世代人材投資事業の準備型や経営開始型として年間最大 150 万円を交付する事業があります。また、認定新規就農者には、経営所得安定対策の交付対象や日本政策金融公庫の青年等就農資金などの支援がありますので、引き続き周知を図っていきます。

（中山地域等直接支払制度の充実）

〇中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、協定をもとに耕作放棄地を出さずに 5 年以上農業を続けていただく、中山間地域直接支払制度については、現在 74 集落の農業者に約 1,218ｈａの農地保

全に取り組んでいただいております。

〇農業者の高齢化等により、農地の保全が難しくなっている中、国は、集落が活動に取り組みやすいよう、15ha 以上の集落協定や集落同士が連携して、10～15 年後の将来を見据えた集落戦略に取り組む場合は、保全できなかった農地のみを交付金返還対象とするなど、ルールが緩和されるよう見直されております。

〇このような制度変更を集落に有効に活用しながら、協定農用地を含む集落全体の課題と対策を集落と一緒に考えていき、中山間地域の農業生産活動を長期的に継続させていきたいと考えております。

５　農業生産基盤の整備・保全について

佐賀市の多くの農地は、圃場整備後３０年以上が経過しており、用排水路の法面崩落等が発生し、場所によっては、農作業が危険な状態の圃場もある。現在、国・県によるクリーク防災事業等が進められているが、事業対象とならない小規模な水路も存在するので、これらの水路についても事業の対象となるよう、引き続き、国・県に対し要望していただくようお願いしたい。

また、暗渠排水についても劣化が進んでおり、排水不良による麦・大豆の品質低下や減収が深刻な問題となっている。現在、土地改良区による暗渠排水の改修が行われているが、国の補助金が減額されたことにより農業者の負担が増大しているので、国・県に対し十分な予算措置を要望していただき、農業者の負担軽減を図っていただきたい。

加えて、農業生産基盤の保全活動については、農地・水保全管理支払交付金に代わり、平成２６年度からは多面的機能支払交付金が実施され、地域が共同で行う地域資源の保全活動等を支援されているところであるが、担い手の高齢化に加え、事務手続きの煩雑さなどから、活動組織の設立に至っていない地域もあるので、未設立の地域等に対しては、活動組織の設立に向けた支援をお願いしたい。

５　農業生産基盤の整備・保全について・・・【回答】

（国営・県営によるクリーク防災事業の対象外水路について）

〇クリーク防災事業の採択要件は、ほ場整備で造成された水深２ｍ 以上の水路であり、対象水路延長は約 400km です。このため、水深２ｍ未満の小規模な水路は整備対象とならず、約 100Ｋｍが対象外となっています。

〇事業対象外となっている小規模な水路の対策として、現状では、

①事業当初から継続して、何らかの補助事業での対応を要望しているが、具体的な事業メニュー等の対応策が示されていないこと。

②県からは、多面的機能支払交付金（旧農地・水）での対応をお願いされていること（国 50・県 25・市 25%　※農家の負担なし）。

③多面的機能支払交付金（旧農地・水）の活動を実施していない組織に関しては、市単独事業での支援を実施していること。

➢土地改良施設維持管理事業補助金 … 水路整備　市補助 70%

➢原材料支給制度 … 市が支給（100%）

➢浚渫補助金制度 … 浚渫に対する補助（機械 70%、人力 20%）

となっています。

〇このような状況ではありますが、引き続き、国・県と連携しながら、対象外水路についても事業要望を行ってまいります。

（暗渠排水の整備について）

〇平成 28 年 10 月に農業基盤整備促進事業による暗渠排水の整備について、15 万円／10ａの定額助成が半減され 7.5 万円／10ａとなりました。このことから、事業主体である土地改良区を含む農家からの反響は大きく、県・市に対して農家の負担軽減のための補助等の要望がされております。

〇この要望を受けて、県・市では今後の全体要望量を把握し、平成 28 年度末に対応策を講じたところであります。

➢継続地区　国 50、県 17.5、市 17.5、農家 15.0%

➢新規地区　国 50、県 15.0、市 17.5、農家 17.5%

〇また、他事業の活用として、県営経営体基盤整備事業では、５つの事業メニューの中から、地域の実情に合わせて２つ以上の事業を複合的に実施することが可能です（国 50・県 25・市 12.5・農家 12.5%）。

〇今後も、国・県・各土地改良区と情報共有・連携しながら、農家の負担が増大しないような支援と要望額に対する予算措置についてお願いをしてまいります。

（多面的機能支払交付金について）

〇多面的機能支払交付金は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援するもので、平成27年度からは法律に基づく、安定的な制度となっております。

〇活動組織では、活動計画書や作業日報・工事契約等の書類作成事務に加え、日当の支払や原材料の購入等の会計事務をされています。また、指定された様式は、パソコンを使って作成されているのが現状です。

〇市としましては、事前に提出書類をメールなどでやりとりすることで、窓口対応の迅速化を図るとともに、軽微な修正については、組織の了解をいただければ市で修正を行い、活動組織の負担の軽減や事務作業の効率化に努めているところです。

〇このような中、現在、市内の農振農用地面積に対し、取組面積は約6割でありますので、今後も、活動組織が行う事務の軽減等に努め、取組組織の増加を目指していきます。

〇このため、市は未設立の地域の生産組合長に対し、事業のパンフレットを送り事業の推進に努めております。また、簡単なアンケートを同封し、事業の取り組みの意向がある地域には説明に出向いて参ります。